

重 要 事 項 説 明 書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市若葉台地域ケアプラザ
所在地	横浜市旭区若葉台4-16-1
事業所指定番号	通所介護事業 神奈川県 1473202578 号
管理者・連絡先	池田 智恵子 TEL 045-923-8831
サービス提供地域	横浜市旭区若葉台を中心とする旭区内、緑区内
定員	(月)～(土)35名。

2 事業所の職員体制

(2025年3月1日現在)

職 種	従事するサービス内容	人員
管 理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
生活相談員	生活相談員は、利用者やその家族からの相談に応じるとともに、利用の申込みに係わる調整や通所介護サービス計画及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画の作成を行います。 また、必要に応じて利用者への説明も行います。	3名 (介護職兼務)
看護職員	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練などの指導を行うほか、利用者の家族に対し介護方法の指導等を行います。	4名 (非常勤兼務)
介護職員	介護職員は、入浴、排泄、食事等の介護を行うとともに、施設への送迎を行います。	18名 (常勤・非常勤兼務)
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、通所介護及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)における機能訓練プログラムに基づいて、利用者に対し必要な指導を行います。	4名 (非常勤兼務)

なお、上記の職員体制に変更が生じた場合は、その都度口頭にて説明し、了承を頂くものとします。

3 サービス提供地域

横浜市旭区・緑区

4 営業日及び営業時間とサービス提供時間

営 業 日	営 業 時 間	サービス提供時間
月曜日～土曜日	午前8:30～午後5:30まで。	午前9:15～午後4:15まで。
祝日にあたる月曜日～土曜日	午前8:30～午後5:30まで。	午前9:15～午後4:15まで。

12月29日から1月3日は、休業日となります。

5 利用者負担金

- (1) 利用者の方から頂く利用者負担金は、別紙「通所介護及び横浜市通所介護相当サービス 利用料金表」の通りです。

(2) 利用者負担金は、サービスを提供した翌月に請求いたしますので、若葉台地域ケアプラザの郵便振替(振替手数料 10 円が利用者負担となります)、銀行振込(振込み手数料は、利用者負担となります) 又は現金にてお支払い下さい。

6 サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。
- ・連絡先 : 045-923-8831
 - ・連絡時間 : 午前9:00 ~ 午後5:30
- (2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日(利用者負担金の50%)、当日(利用者負担金の100%)のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。(ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。
- (3) 当施設は医療施設ではない為、体調が優れない利用者に対して処置を行う事ができません。その場合はご家族に迎えに来ていただく事が基本となりますので、その旨をご了承ください。また、利用日の朝、いつもと体調が違う、少し熱や咳が出る等といった場合は無理をなさらずお休みいただくようお願いいたします。

7 入浴に関して

安全上の観点からお身体の状態、血圧や体温の測定結果を踏まえた上で、入浴を控える判断をとらせていただく事がございます。また、血圧、体温、脈の変動が大きい場合等はかかりつけ医に入浴可能な数値を確認していただくようお願いする事もございます。

8 事業の目的

- (1) 利用者が自立した日常生活を営むこと及び利用者の家族の負担を軽減することを目標に利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、通所介護サービス及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)を提供します。

9 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次の通りです。

- (1) 通所介護サービス計画及び第1号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)計画の作成にあたっては、利用者の意志を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
計画の作成にあたっては、必要に応じて利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保険・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護・要支援状態になることの予防に資するように十分配慮します。
- (3) 事業所は、従業員等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備します。
- ア 採用時研修 (採用後6ヶ月以内)
 - イ 定期研修 (年2回)
- (4) 事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

1 0 事故発生時の対応

- (1) 事故が発生した場合は、ご家族に報告すると共に、事前の打ち合わせに基づき、適切、かつ、誠実な対応を行います。また、直ちに事故に至った経緯および態様を調査し事実を正確に把握します。
- (2) 事故発生後はできるだけ速やかに市区町村および関係機関へ正確に事故発生の報告をします。
- (3) 発生した事故は二度と繰り返さないための対策と予防措置を早期に実施します。

1 1 緊急時の対応

- (1) 当事業所のサービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、適切、かつ、迅速の応急措置を講じます。
- (2) ご利用者の生命・身体・健康に危険またはその恐れがあるときは、直ちに家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡して必要な措置を講じます。
- (3) 緊急事態が発生に至った経緯および態様を速やかに精査し、正確な状況把握に努めます。

1 2 非常災害対策

(1) 避難対策

非常災害が発生した場合、職員はご利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路および消防署等協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

(2) 避難訓練

非常災害に備え、定期的に地域の消防署等協力機関と連携を図り、避難訓練を行います。

(3) 防犯・防災設備

消火器・火災報知設備、避難器具の設置しております。

(4) 震度 5 以上の地震発生時の対応

余震や自宅内の家具等の転倒・散乱等の危険が予測される為、送迎は控えさせていただきます。ご家族に迎えに来て頂き、必要に応じて広域避難場所に移動するなどしていただきます。なお、独居の方、移動が困難な方は上記の限りではありません。状況に応じた対応をとらせていただきます。

1 3 第三者評価の実施について

未実施。ただし、横浜市若葉台地域ケアプラザとして、1年に1回、第三者評価を実施しております。

1 4 相談窓口、苦情対応

- (1) 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-923-8831
FAX番号	045-923-8835
担当者	池田 智恵子
その他	相談、苦情については、担当者、管理者及び生活相談員が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び生活相談員に引継ぎます。

